

令和3年度 県の主な手話関連施策の取組

(1) 手話を学ぶ機会の確保等 (第9条関連)

① かごしま県民手話言語条例普及啓発事業

- 県民や事業者等に対し、かごしま県民手話言語条例の普及啓発及び聴覚障害者への理解を深めるためのパンフレット等を作成する。
 - ・パンフレット：4,000部
 - ・リーフレット：15,000部

② 手話動画製作及び県HP、県政広報番組等での広報

- 県ホームページに簡単な手話動画(挨拶程度)を製作して公開する。
 - 6回程度(2~3月毎)
- 「かごしま県民手話言語条例」について、チラシの作成・配布、県ホームページ掲載、県政広報番組を活用した広報活動を実施する。

③ 手話講座等開催事業

- 県民向け手話講座を県内各地で開催するとともに、県内の事業者や団体等が行う研修等への講師派遣等を実施する。
 - ・手話講座：7回
 - ・講師派遣：7回(※本土5回、離島2回ずつ)

④ 県職員向け手話研修会の開催

- 県庁各課職員を対象とした研修を開催する。

⑤ 聴覚障害者手話講習会の開催

- 聴覚障害者を対象に「手話を学ぼう」講習会を開催する。
 - ・聴覚障害者手話講習会 10回(予定)

⑥ 聴覚障害者生活訓練事業

- 聴覚障害者を対象に、日常生活上必要な訓練・指導等を行う。

⑦ 一日聴覚障害・手話教室の開催

- 学生、保護者、教師等を対象に手話教室を開催する。

(2) 手話を用いた情報発信等（第10条関連）

① 聴覚障害者ビデオライブラリー設置事業

- 県視聴覚障害者情報センターに字幕入りDVDの制作を委託し、また、聴覚障害者への閲覧・貸し出しに供する。

② 知事記者会見等への手話導入（広報課）

- 定例知事記者会見等において、手話通訳を導入する。また、会見の様様をインターネットでライブ中継するとともに、県ホームページに掲載する。

③ 県政広報番組への手話導入（広報課）

- 県政広報テレビ番組（告知番組を除く）の全てに手話通訳を導入して放送する。

④ 本会議インターネット中継への手話導入（議会事務局）

- 県議会本会議のインターネット中継に手話通訳を導入し、傍聴席に当該映像の視聴用モニターを設置する。

⑤ 県議会番組への手話導入（議会事務局）

- 県議会定例会での議論内容や行事等に係るテレビ番組において、手話を導入して放送する。

⑥ 情報支援ボランティア運営事業（全国障害者スポーツ大会課）

- 令和5年のかごしま国体・大会開催時に情報支援が聴覚障害のある選手・役員・観客に手話等で必要な情報を円滑に提供できるよう、準備・検討を行う。

⑦ ㊦遠隔手話サービス運用事業

- スマートフォン等を持たない利用者に対する貸出用及び手話通訳用のタブレット端末（40台）に係る通信費を県で負担する。

⑧ ㊦市町村手話通訳担当者会議開催事業

- 市町村担当者及び設置通訳者等を参集して、各市町村の取組状況の紹介や意見交換を通じて情報共有を図る。
 - ・開催日 令和3年6月4日（金）
 - ・参加者 31人（Web開催）

(3) 手話通訳を行う人材の育成等（第11条関連）

① 手話通訳者及び要約筆記者派遣事業

- 手話通訳者等を各種団体等が実施する広域的な会議・講演会等に派遣する。
 - ・ 手話通訳者等派遣回数 150回（予定）
 - ※遠隔手話通訳サービス関連（80回）

② ㊦ 手話通訳者指導者養成研修事業

- 手話通訳者の養成に必要な指導者を養成するための研修会を開催する。
 - ・ 15組程度（2人1組：ろう者と手話通訳者のペア）
 - 通訳Ⅰ，通訳Ⅱ，通訳Ⅲの3課程を3か年で実施

③ ㊦ 離島オンライン手話奉仕員養成研修事業

- 離島における手話通訳者を確保するため，離島での養成研修をオンラインで実施する。
 - ・ 瀬戸内町（R3：手話奉仕員養成1年，R4～6：手話通訳者養成3年）

④ 手話通訳者養成研修事業

- 手話通訳者養成講座を開催するとともに，全国統一試験を実施する。
 - ア 手話通訳者養成講座
 - 通訳Ⅰ，通訳Ⅱ，通訳Ⅲの3課程を3か年で実施
 - イ 手話通訳者全国統一試験
 - 養成講座修了者を対象として，手話通訳者全国統一試験を実施する。
 - ・ 試験日 令和3年12月4日（土）

⑤ 字幕制作ボランティア養成研修事業

- 聴覚障害者の情報交換を行うため，映像に字幕を挿入する字幕制作ボランティアの養成研修を実施する。

⑥ 手話通訳者試験事前対策講座

- 手話通訳者試験の受験者を対象に，試験前の対策講座を開催する。

⑦ 手話通訳者等研修事業

- 現に活動している手話通訳者等に対し、手話に関する新たな知識や高度な手話技術を習得する研修会を開催する。
 - ・手話通訳者等研修講座 32回(予定)

⑧ 手話通訳者養成指導者研修事業

- 手話通訳養成に携わる指導者を対象に、新しい知識の習得と高度な技術向上を図るための研修会を開催する。
 - ・手話通訳者養成指導者研修講座 2回(予定)

⑨ 手話通訳者設置事業

- 聴覚障害者等のコミュニケーションの円滑化を図るため、手話通訳員1名を障害者支援室内に設置する。

⑩ 盲ろう者通訳・介助員派遣事業

- 県内の視覚・聴覚障害を併せ持つ重度障害者に対し、コミュニケーション等に関する支援や社会活動、入退院・通院又は公的機関等への移動を行う場合の通訳・介助などを行う介助員を派遣する。
 - ・盲ろう者通訳・介助員派遣回数 100回(予定)

⑪ 盲ろう者通訳・介助員養成研修事業

- 盲ろう者の社会参加に資するため、通訳・介助員の養成研修（養成研修会・現任研修会）を実施する。

⑫ 手話奉仕員養成研修事業（市町村地域生活支援事業）

- 日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成研修を支援する市町村に対し、経費の一部（県1/4）を助成する。

⑬ 意思疎通支援事業（市町村地域生活支援事業）

- 手話通訳者等の派遣や手話通訳者の設置等により、聴覚障害者等とその他の者の意思疎通を支援する市町村に対し、経費の一部（県1/4）を助成する。

(4) 学校における取組の推進（第12条関連）

① 手話を活用した教育（鹿児島聾学校）

- 幼児・児童・生徒の実態に即して、手話も活用した教育活動を実践する。

② 手話学習会の開催（鹿児島聾学校）

- 保護者向け手話学習会を開催する。

③ 新任初任者の研修（鹿児島聾学校）

- 鹿児島聾学校新任初任者研修を実施する。

④ 教職員向け聴覚障害者の教育研修（鹿児島聾学校）

- 県内教職員の専門性向上や関係機関等への理解啓発を行うため、聴覚障害者教育研修を実施する。

(5) 観光旅行者等への対応（第13条関連）

① ユニバーサルツーリズム普及事業（観光課）

- 観光関係者等を対象としたユニバーサルツーリズム説明会や研修会を実施する。

(6) 事業者等への支援（第14条関連）

① 企業による障害者雇用促進事業（雇用労政課）

- 障害者の雇用経験のない事業所が、障害者雇用に当たっての問題点等を解決し、障害者雇用の場を拡大させるため、短期の雇用体験を実施する。

(7) 手話施策推進協議会（第14条関連）

① 手話施策推進協議会事業

- 手話の普及等に関する施策を推進するため、手話施策推進協議会を開催する。

・開催日 令和3年8月5日（木）